

第201100006340号  
平成23年4月11日

各 市 町 村 長  
各市町村農業委員会長  
各農業協同組合代表理事組合長  
鳥取県農業協同組合中央会長  
鳥取県農業会議会長  
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構理事長  
鳥取県指導農業士連絡協議会長  
鳥取県農業法人協会長  
鳥取県農村青年会議連絡協議会長  
財団法人鳥取県林業担い手財団理事長  
鳥取県森林組合連合会代表理事会長  
各森林組合代表理事組合長  
鳥取県木材協同組合連合会長  
各沿岸漁業協同組合代表理事組合長  
鳥取県沖合いかつり漁業協会長  
鳥取県機船まき網漁業組合長  
鳥取県かにかご漁業組合長

様

鳥取県農林水産部長  
(公 印 省 略)

東日本大震災の被災者支援にかかる鳥取暮らし農林水産就業サポート事業  
の取扱いについて（通知）

このたびの東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、被災者支援として鳥取県に避難された被災者（以下「被災者」という。）を農林水産業者等が雇用する取組を支援することになりました。ついては、「鳥取暮らし農林水産就業サポート事業」の特例として、別紙のとおり運用することとしたので、御承知ください。

なお、今回の措置は被災者に対する緊急支援であることを御理解いただくとともに、一般の求職者を雇用する際の「鳥取暮らし農林水産就業サポート事業」については要件変更等はありませんので、関係者への周知にあたっては誤解等がないようお願いします。

また、被災者から相談等がございましたら、最寄りの総合事務所、市町村等の公的機関と十分連携して対応していただきますようあわせてお願いします。

(担当 経営支援課 小林 電話番号0857-26-7261)

## 別 紙

鳥取暮らし農林水産就業サポート事業の東日本大震災の被災者の雇用に対する取扱い

### 1 鳥取暮らし農林水産就業サポート事業の申込先

事業名	通常の申込先	被災者を雇用する場合の申込先
鳥取県版農の雇用支援事業	鳥取県農業会議	県経営支援課
県産農林水産物加工業者雇用支援事業	県経営支援課	変更なし
鳥取県版緑の雇用支援事業	(財)鳥取県林業担い手育成財団及び 県森林・林業総室	県森林・林業総室
木材産業雇用支援事業	県(各総合事務所)	変更なし
漁業雇用促進対策事業	県水産課	変更なし

※市町村等からの相談窓口については、各総合事務所とし、総合事務所は該当市町村の相談窓口と密接な連携を図る。

### 2 鳥取暮らし農林水産就業サポート事業の要件（被災者を雇用する場合に限る）

- (1) 被雇用者が東日本大震災の被災者であること
- (2) (1) の者と雇用契約を締結し、農林水産業に就業させること。
- (3) 労働保険、社会保険は法令に従って加入すること。

### 3 被災者の判定

- (1) 原則として市町村等が発行する当該震災に係る罹災証明書等で行うが、市町村等の事由により罹災証明書等が発行されない者については、本人の誓約により被災者として取扱うものとする。
- (2) 原子力発電所の事故に伴う被災者は、居住していた住所地等により行なうものとする。
- (3) 誓約内容に虚偽があることが判明した場合は、既に事業採択した者であっても雇用開始時にさかのぼって採択を取り消すものとする。

### 4 支援内容等

- (1) 支援内容は従前の「鳥取暮らし農林水産就業サポート事業」と同様とするが、助成期間は12ヶ月以内とする。
- (2) 被災者の雇用形態は正規、非正規を問わず、居住地も県内、県外を問わない。
- (3) 被災者の雇用にあたっては公共職業安定所に求人を義務づけないものとする。
- (4) 上記2に定めた要件以外は、個別の事業ごとに取扱いを定めるものとする。
- (5) 被災者雇用は特別枠とみなし、農業経営体が一般の求職者を雇用する際に当該事業を活用する場合、事業上必要とされる目標所得やその他要件に影響を及ぼさないものとする。